

1. 水道の開閉栓の電子申請について

<p>提言の内容</p>	<p>水道の開閉栓についてはお客様センターで行いますとのことですが、これまでの電子申請での申し込みはどうなるのでしょうか。平日の営業時間のみにはつながらないのでは不便を感じます。是非とも電子申請での申し込みも今後も継続してください。また、大島広報を読みましたが水道の開閉栓の業務を行うことに関しては気が付きにくく、電話で教えられるまで気がつきませんでした。よろしくお願いいたします。</p> <p>(補足)水道の開閉栓の電子申請に関して。現状の電子申請は、水道課で受けた後に委託業者に連絡されるとのこと。そのあたりのことはいろいろ問題、課題もあると思いますが、すんなりと開閉栓の申込の情報を委託業者が確認することはできないのでしょうか。平日の営業時間のみで、かつ申込の履歴の残らない電話はなんとなく不便を感じます。何度もすみませんがご検討のほどお願いいたします。大島に居住している人はさほど気にされないことだと思いますが、たまに大島に帰省する者にとっては大切なことなのです。</p>
<p>回答</p>	<p>このたびは、ご提言をいただき誠にありがとうございます。</p> <p>さて、広報等でもお知らせいたしましたとおり、本町ではご使用者様の利便性向上と事務の効率化を図るため、令和2年4月から上下水道料金窓口業務等の外部委託を開始いたしました。このことにより、水道の開閉栓や料金の請求・収納等の業務は周防大島町上下水道料金お客様センターが行っております。</p> <p>ご提言をいただきました電子申請の確認について、委託業者にも対応策の検討を依頼しましたが、様々な制約等もあり、町が受付けた電子申請を業者が直接確認すること、また、電子申請を会社として直接受付することは出来ない旨の回答がありました。そのため、電子申請につきましては今までどおり周防大島町で受付し、速やかに委託業者へ連絡する形を継続することいたしました。</p> <p>今後とも、上下水道事業にご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>(回答:水道課)</p>

2. 道の駅サザンセットとうわの休止について(新型コロナ関連)

<p>提言の内容</p>	<p>コロナへの不安。岩国市で感染者が出ました。 サザンセットとうわは不特定多数の感染者が来る可能性があります。至急閉鎖するべきです。地元住民も知事も言っています。早く休止して！！</p>
<p>回答</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>道の駅サザンセットとうわにつきましては、指定管理者制度により公の施設の管理を民間業者に委ねています。そのようなことから、町には閉鎖を決定する権限がなく、施設の運営を行っています民間業者の判断となります。</p> <p>このたびの〇〇様からのご意見は、早急にその民間業者へ伝えさせていただきますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>なお、施設の閉鎖に関しましては道の駅サザンセットとうわでも、只今準備を進めていると聞いております。</p> <p>今後も町商工観光行政につきまして、ご指導ご鞭撻を賜りますようよろしくお願いいたします。</p> <p>(回答:商工観光課)</p>
<p>提言者からの返信</p>	<p>ご回答いただきありがとうございます。高齢化率が高く、色々な疾病で治療中の方も多い周防大島町ですが、高齢者の方はあまり危機感を覚えていないようです。そのような方たちの保護の観点から提言をさせていただきました。少々厳しかったかもしれませんがご容赦ください。指定管理とのことですが、経験上、運営に関しては町の決裁等、手順が必要だったと記憶しておりますが、あまりに人任せではありませんか？至急、協定の見直しをすることをお勧めします。</p>

3. 町ホームページへの「行政連絡員集会配布資料」の掲載について

提言の内容	毎年4月に「行政連絡員集会」が開催され、地区毎に「行政連絡員集会」の配布資料に基づいて町の各担当部署から説明が行われます。この配布資料には、町民として知っておくべき共有情報が数多く記載されているように理解しています。つきましては、周防大島町ホームページへ当該資料を毎年掲載していただくことを提案致します。なお、行政連絡員のみ伝えるべき情報や依頼内容等については削除すればいいと思います。
回答	この度は町政へのご提言を賜り誠にありがとうございます。 ご提言いただきました「行政連絡員集会の配布資料のホームページ掲載」につきましては、町ホームページにて閲覧を行えるよう、整備致しましたのでご確認ください。 (現在、トップページの「お知らせ」欄に掲載しております。) なお、来年以降につきましても、毎年4月ごろに資料の更新を行う予定です。 (回答:総務課)
提言者からの返信	お世話になります。 町ホームページに「行政連絡員集会資料」が掲載されていることを確認させていただきました。ありがとうございました。 次年度以降も、引き続きよろしく願いいたします。

4. 新型コロナウイルス対策について

提言の内容	私は周南市に出てますが、周防大島出身です。このゴールデンウィークは非常に心配しています。島内やホームページ上、一部登録しているメール会員には注意喚起されているようですが、まだまだ島外には伝わっていません。ウィルスを持ち込ませないためにも、もっと「帰省しない」「島に入って来ないで欲しい」をマスコミなどでアピールして下さい。新聞広告を打ってでるのも一つの手かもです。とにかく島のお年寄りを全力で守って下さい。湘南や鎌倉のようになるのは目に見えています。今ならまだ間に合います。島外に伝えて下さい。
回答	この度は、新型コロナウイルス対策への提言をいただきありがとうございます。 本町ではゴールデンウィークに帰省や観光で来訪される方が多く見込まれることから、ホームページに町長メッセージとして不要不急の往来や県外から本町への帰省や来訪は控えること等を掲載するとともに、各戸に設置されている防災行政無線を通じて同様の呼びかけを行なっているところです。 また、町内の観光施設等については現在閉館しており、来訪者が減少している状況です。 山口県においては、「コロナ緊急事態宣言発令中」等を表示した国道等の電光掲示板で流し周知を行っており、本町といたしましても、連休に向け大島大橋付近に看板の設置等を行い来訪者への自粛を呼びかけるなどの対策を講じてまいります。 (回答:総務課)

5. 新型コロナウイルス関連

提言の内容	<p>コロナウイルスの感染は第2波が懸念されていてその予防策が急務となっております。そのための方策として住民に鼻呼吸をおこなうようポスターやHP、CMなどで呼び掛けてほしいです。</p> <p>口呼吸をしていると空気が直接のどの中に入り込むため鼻呼吸に比べて数倍感染リスクがあります。逆に感染者が口呼吸をする場合でもウイルスがまかれる量は数倍になり周囲の感染リスクが高まります。日本人は大人が7割、子供が8割口呼吸をしていると言われていました。もし、日本人が全員口呼吸から鼻呼吸に変えれば感染ペースは格段に低くなると思います。既に奈良県橿原市、新潟県柏崎市、愛知県江南市、三重県松阪市、熊本県玉名市、熊本県熊本市、愛媛県東温市など多くの自治体でコロナ対策として鼻呼吸を推奨しております。お手数ですが、ご一考の上添付メールアドレス宛に返信くださるようお願いいたします。</p>
回答	<p>このたびは、貴重なご意見・ご提言をいただき、ありがとうございます。</p> <p>新型コロナウイルス感染症が再び感染拡大傾向にあり、山口県内においても感染者が増加し、一人ひとりが「自分の身を守る」ことを意識して行動することが重要であることを認識しております。</p> <p>本町におきましても、感染防止対策(「3つの密」の徹底的な回避、マスクの着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等)の徹底、また新しい生活様式を踏まえた日常生活の定着について、町民の皆様に周知をしているところです。</p> <p>ご提言いただきました鼻呼吸につきましては、吸い込んだ空気をあたため湿度を与え、口呼吸と比べて口腔内の乾燥を防ぐ等、ウイルスや細菌による感染症対策に一定の効果があり、口腔ケアと合わせた健康管理が重要と言われております。</p> <p>今後とも町民の皆様の感染予防対策に適時、情報提供をさせていただきたいと考えています。</p> <p>(回答:健康増進課)</p>

6. 遊湯ランド年間利用券について

提言の内容	<p>周防大島町へ住んで16年になります。日々、菜園の仕事やら、釣りをしたり毎日有意義に楽しく暮らしています。大島は本当に良い所です。美しい海も山もすぐ近くに有りその恩恵を受けれます。しかし、年々、年を取って来ると肉体的に衰えてきます。特にひざ、肩、指、等の関節は誰もが経験するところです。私たち夫婦も例外なく膝、肩、を患っています。そのリハビリとして遊湯ランドを毎日利用しています。</p> <p>先日、年間券の期限が切れて再度購入しようとしたら、今は販売していないコロナ対策だと言われました。理解できません！私たち年金生活者は少しでも安くなるように年間券を利用しています。現在は回数券を買って利用していますがどうしても高くなり家計の負担になります。今まで、利用来て思うのですがここ、湯遊ランドに関して言えばお客さんが多くて【密】になるという事は殆どありません。常連さん達が日常の事、等世間話をして和んでいます。一種の社交場的に成っています。土、日曜日は多少、混み合うことも稀にありますが、そのような時は常連さんは避けます。</p> <p>今後は、海水浴客もいなりお客さんが減少する、この様な状況の時に何故、年間利用券を販売しないのか理解できません！！もっと現状を理解して利用客の事を真剣に考えて判断して頂けないでしょうか？早急に購入できるように検討お願いいたします。</p>
回答	<p>いつも遊湯ランドをご利用いただき誠にありがとうございます。</p> <p>さて、会員券の新規の販売についてですが、当分の間、販売を休止させていただいております。</p> <p>このたびの新型コロナウイルス感染症感染防止対策により、令和2年3月から5月まで長期休館を行いました。現在も新型コロナウイルスのワクチンや薬は開発されておらず、山口県内及び近県にも感染者が発生しており、国内の収束の見込みが立っていないことから、今後も入浴施設等での新型コロナウイルスの発生等による臨時休館等が考えられ、非常に不安定な状況下において、長期間利用可能な会員券を販売することに対して、利用者の皆様に、多大なご迷惑をおかけする恐れがあります。</p> <p>以上のことから、町の方針として町内温浴施設すべてにおいて、販売の休止を決定いたしました。</p> <p>なお、当該温浴施設の新型コロナウイルス感染症対策については、全国公衆浴場業生活衛生同業組合連合会の感染拡大予防ガイドラインに基づいて行っております。</p> <p>ご利用者の方にはご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解をお願いいたします。</p> <p>(回答:商工観光課)</p>

7. 漁港の釣り禁止の理由について

提言の内容	初めまして。周防大島の雰囲気大好きで釣り、観光に行かせてもらってる者です。 質問なのですが、安下庄の「みかちゃんラーメン」がある漁港が釣り禁止になっている理由を教えてください。釣り人のマナーの悪さからでしょうけど、漁港の前の道路から立ち入り禁止するのは問題ではないでしょうか？漁協の私有地なら仕方ないと思いますけど。この道路が公共の道路であれば大問題だと思います。 ちゃんと分かるように説明の返答を宜しくお願いします。
回答	この度は、町政へのご提言をいただき誠にありがとうございます。 周防大島町には数多くの漁港があり、漁業従事者を主な利用者とするほか、地元住民や町外からも利用者がいる中で各々友好的な共存関係を築いていましたが、近年一部の釣り客等のマナーの悪さから漁業従事者や地元住民からの苦情や苦悩の声が多く集まり、漁港施設（漁港道路等含む）の機能を十分に発揮できていない漁港も本町にはあります。当該漁港についても同様で、漁港施設としての機能を果たすため、地元漁業協同組合の要望のもと、現在、漁港道路からの立入規制等の状況に至っています。 本町に多くの方がレジャーや観光で足を運んでいただけることはありがたく、感謝していますが、一方でマナーの悪い一部の人達によりこのような対策を講じざるを得ない漁港の現状について大変寂しく感じており、今後このような事態を増やさないためにも、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。 (回答:水産課)

8. 回収したゴミなどについて

提言の内容	提言ではなく質問です。 Q)町で回収していただいているリサイクルゴミ、資源ごみは、その後どのような処理をされていますか？ Q)たとえばアルミ缶であれば、その売却益が町の財源になっているのでしょうか？ Q)そのほか、資源の売買で得た利益が財源となっているようであれば、それぞれいくらになっているのか知りたいです。 Q)また別の業者に引き取りを依頼することで支出があれば、収支も教えてください。 Q)海浜清掃時によく見るカキパイプについて、広島県より得ている収入はいくらですか？ ごみの少ないまちづくり、ごみの有効活用など、提案できることがあればしていきたいです。 よろしくお願いします。
回答	平素より一般廃棄物関連事業等にご支援・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。 ご質問をいただきました件について、下記のとおり回答をいたします。 【質問1～4について】 町で回収しました資源ゴミに関しては、種別ごとにリサイクルを行っております。また、その他プラスチックや金属類などは、買い取り業者への売却を行っており、その収益は町の財源となっております。収支や処理方法につきましては、別紙の令和元年度搬出実績をご確認願います。 【質問5について】 カキパイプの収集につきましては、周防大島町への収入はありません。 広島かき生産対策協議会(広島県漁業協同組合連合会)に漂着漁業資材回収活動団体として登録された団体がカキパイプを回収した場合、協議会から5kg(土のう袋1袋分)あたり、500円が支払われています。 その他ご不明な点等ございましたら、生活衛生課までお問い合わせいただければと存じます。 (回答:生活衛生課)

別紙 令和元年度搬出実績

種別		収入		支出		処理
容器包装プラスチック		-	-	76,210kg	38,189円	リサイクルを委託（容器包装リサイクル法）
その他プラスチック		4,000kg	4,000円	134,360kg	7,649,112円	プラスチック買取業者に売却 サーマルリサイクル（焼却による熱エネルギー回収）
空缶	アルミ	25,550kg	2,883,910円	-	-	金属買取業者に売却
	スチール	13,940kg	270,710円	-	-	金属買取業者に売却
ビン類	白	-	-	46,880kg	8,755円	リサイクルを委託（容器包装リサイクル法）
	茶	-	-	59,090kg	61,780円	リサイクルを委託（容器包装リサイクル法）
	その他	-	-	13,620kg	19,113円	リサイクルを委託（容器包装リサイクル法）
ペットボトル		27,950kg	1,087,588円	-	-	容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを委託
金属類	金属	112,390kg	173,214円	-	-	金属買取業者に売却（金属選別作業費含む）
	小型家電	-	-	15,160kg	917,180円	リサイクルを委託（小型家電リサイクル法）
有害ごみ	廃蛍光管	-	-	1,690kg	176,605円	リサイクルを委託
	廃乾電池	-	-	6,890kg	682,110円	リサイクルを委託
	スプレー缶	5,190kg	1,443円	-	-	金属買取業者に売却
合計		189,020kg	4,420,865円	353,900kg	9,552,844円	

9. 介護老人保健施設と介護医療院との違い及び病院事業局再編について

提 言 の 内 容	<p>やすらぎ苑についてネットで情報を入手していた処、周防大島町病院事業局再編の情報で、第一期再編概要 2020年～2024年にやすらぎ苑の介護医療院への転換と書かれていました。現在さざなみ苑とやすらぎ苑が町立の介護老人保健施設だと認識しています。介護老人保健施設と介護医療院の違いについて、教えて頂きたいと思います。また、再編の施設としてさざなみ苑でなくやすらぎ苑となった経緯についても教えて頂きたいと思います。また「周防大島町病院事業局再編について、進捗状態について広報などに掲載して頂いたらありがたいです。</p> <p>お忙しい処すみませんが、よろしく対応願います。</p>
回 答	<p>この度は、当事業局へのお問い合わせをいただき誠にありがとうございます。</p> <p>まず、ご質問いただきました介護老人保健施設と介護医療院の違いについてですが、介護老人保健施設は、要介護者にリハビリ等を提供し在宅復帰を目指す施設で、医師による指示のもとリハビリテーション等を提供する施設です。</p> <p>介護医療院は、医療の必要な要介護者の長期療養・生活施設として平成30年4月に創設された介護保健施設で、医療処置等が必要で自宅等での生活が困難な要介護者の受け皿となる施設となっております。</p> <p>次に、再編の施設として、さざなみ苑ではなくやすらぎ苑となった経緯につきましては、介護医療院は在宅施設となるため、多床室をパーテーション等によりプライバシーを確保する必要があり、改修工事が必要となりますが、さざなみ苑のほうが、その費用が大きくなると目算しました。また、介護医療院については、医療が必要な要介護者の生活を支える施設であるため、看護職員の確保についても、さざなみ苑では困難であると判断し、やすらぎ苑の介護医療院転換を決定いたしました。</p> <p>また、ご要望がありました周防大島町病院事業局再編計画の進捗状況につきましては、広報やホームページにより適宜報告してまいりたいと思います。</p> <p>その他ご不明な点等ございましたら、病院事業局までお問い合わせください。</p> <p>何卒よろしくお願いいたします。</p> <p>(回答:病院事業局)</p>

10. 大島地区の工事について

<p>提 言 の 内 容</p>	<p>10月に入り、コロナとの共生もささやかれる中、急に大島地区内の工事が始まるようになりました。その工事計画に意見させてください。 とにかく、みんな一緒に始めすぎです。 下水道工事は5年計画ということで、各所にて分断しつつ行われているかと存じますが、それに加え、道路の拡張工事など今、橋を挟んだ椋野～屋代までで5か所の工事が行われており、(内下水道は2か所)通常の通行が損なわれている現状です。 少し散歩をすれば工事現場、トラックの往来は激しく、またそのトラックの往来も恐ろしいほどの通行規制による道路の狭さ且つその隙間から高齢者が幹線道路を自由に横断する始末。工事の許可を出す側の無計画にもほどがあります。条例等で半径1km以内では別の工事をしないことなど決めていただきたいほどです。 島内が危なくてしかたありません。児童・生徒の登下校も心配です。 しかもどの工事も(特に下水道関連)期限は切られていますけどもだいたい延長されます。(橋もそうでした) 今、始まってしまっている工事は仕方ありませんし、どれも必要な工事だとは重々承知しておりますが、今後、工事の許可や発注を出す場合は場所と期間をしっかりと確認し、島内の安全を確保したうえで許可を出していただきたいと思っております。</p>
<p>回 答</p>	<p>ご提言ありがとうございます。 ご提言いただいた内容は、工事が各地で行われ、児童・生徒の登下校や一般の通行に対する安全性に懸念が生じているため、工事の発注にあたっては計画的に行うべきであるとのご提言と理解しております。 ご指摘の道路工事については、県道や国道などの幹線道路における県発注工事に関するものが主なものと考えましてお答えいたします。 道路拡幅工事に関しては、現在大島大橋から大島病院間の県道大島環状線で1か所が施工中であり、他は下水工事だと思われます。 道路工事計画については、「山口県道路工事連絡協議会 柳井支部」(山口県柳井土木建築事務所内)という協議会の中で、毎年第1四半期中に柳井土木建築事務所管内(柳井市、上関町、田布施町、平生町、周防大島町)の各関係機関(国、県、市、町、NTT、水道企業団等)が各所属の道路工事計画を持ち寄り、9月には取りまとめた情報の提供を得ることができますので、ある程度の調整はできているものと考えております。とは申しましても、計画時点での情報であり、実際と異なる場合もありますし、ご指摘のとおり、工事が込み合うことにより安全性に懸念が生じたり、通行者の皆様のご不安を感じたりする状況があると思っております。 事業の実施にあたって、国の補助金や交付金の事業が大部分であり、いずれの事業もほぼ年間実施スケジュールが同様になることが多く、調整が難しい部分もありますが、道路工事の発注時期や施工区間等について、町発注工事はもとより、協議会の情報を基に出来る限り調整に努めていただくよう県をはじめとする関係機関に対しても調整をお願いしたいと考えております。 (回答:建設課) 住民の皆様には、下水道工事による交通規制等によりご迷惑をおかけし申し訳ありません。 町発注の下水道工事につきましては、迂回路を確保し、工事区間が重ならないように注意しながら、工事発注を心がけております。また、工事の実施にあたりまして、工事看板、交通誘導員等を配置し交通の安全に最大限留意してまいります。皆様にはご迷惑をお掛けしますが、ご理解、ご協力をお願いいたします。 (回答:下水道課)</p>
<p>提 言 者 か ら の 返 信</p>	<p>この度は真摯なご回答ありがとうございました。事業の実施が多方面からの要請・補助金であることがわかり、予定はともかく実施が重複してしまうのも仕方のないことも十分理解できました。捕捉しますと、今後、冬にさしかかり日が落ちるのも早く、かといって島内の道路端の照明も十分であるとも言いがたい現状です。工事実施付近の歩道も狭くとにかく歩行者も自転車も自動車も危険であることをご承知おきいただき、大々的な工事のみならず、地域に根差した整備も念頭に置き計画・運営していただければ幸いです。 ぶしつけな質問に対し、各課からご丁寧にお答えいただきありがとうございました。今後ともよろしく願いいたします。</p>

11. コロナ禍における排他的発想を対策について

<p>提言の内容</p>	<p>コロナ対策担当者様 いつも、町の為に尽力いただきありがとうございます。 先日、母の具合が悪いのでpcr検査を済ませて帰省させて貰いました。その時の感じた事を書かせて頂きます。 どの施設でもしっかりとコロナ対策をしっかりと取られていることにスゴいものと驚きました。 しかし帰省者の立場からすると、pcr陰性と書かれたベストでもあればという思いは最後まで消えることはありませんでした。コロナが罹患することが恐いのか？それとも人が恐いのか？ 毎日のマスコミの感染者数発表に、都会からの帰省者は皆陽性者だと煽られているいるかのように感じました。もちろん、コロナ禍において人の移動がない事に越したことはありません。しかしながら具合の悪い年老いた両親ですら、心配するな帰るなど言わせる風潮には些か疑問です。 コロナ禍においての排他的発想をなくす対策を講じて欲しいものです。また高齢者の方々には正しいコロナの恐れ方を広めて欲しいものです。 生まれて育てて貰った町です。大切なふるさとです。間違っても、コロナ禍で人に恐れるような場所にだけはなって欲しくないと思い、若輩者ながら提言させて頂きました。</p>
<p>回答</p>	<p>このたびは、貴重なご提言をいただきありがとうございます。 また遠く離れたご両親のこと、ご心配なお気持ちをお察します。 国において、感染症対策の徹底と社会・経済活動の両立を図る中、新型コロナウイルス感染症が再び感染拡大しており、山口県内においても感染者が増加しています。 本町では、現在、新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識や新たな知見等について、町民の皆様にも適時、情報提供するとともに、基本的な感染症対策の徹底を引き続きお願いし、ご協力をいただいているところでございます。 しかしながら、高齢者の多い本町では、感染が拡大している地域からの人の往来について不安を抱いている町民の方は決して少なくありません。 自分の身を守ることや大切な方々を感染症から守ることはもちろん大事なことでありますが、〇〇様のように感染しない、感染させないためにも日々自己管理し、適切な対策を行った上で行動することが、何より感染予防拡大防止につながると思われ、今後も更なる啓発と人権意識向上に努めてまいりたいと考えております。 (回答:健康増進課)</p>

12. 屋代ダム公園への道路新設について

提言の内容	<p>観光資源の1つとして海が見え風光明媚な屋代ダム公園。しかし行くまでの道は半世紀以上も手が加えられていないことから地元の人でさえ嫌がる狭く見通しの悪い道路。特に屋代橋から神領までは非常に狭く見通しも悪い。提案したいのは新町長の地元、郷ノ坪から右に曲がるダムへの道路を活用し、神領へ行く道路を新設してはどうか。道路が幅広くなれば地元の人のみならず観光客も喜ぶであろう。</p>
回答	<p>ご提言ありがとうございます。 ご提言いただいた内容は、「既存の道路を活用して、郷ノ坪から神領まで道路を新設してはいかがか」とのことですので、郷ノ坪から神領までのバイパス的な道路の設置をご提案頂いたと理解しております。 郷ノ坪辺りから神領まで、既存の町道を活用する場合は、屋代川を挟んだ県道の対岸側の町道などがありますが、経路に橋梁がありますので、既存橋梁の改修又は架け替えを要する場合があります。 現在屋代ダムへ向かう道路の中には「県道大島橋線」もございますので、県道を管理する山口県柳井土木建築事務所にも照会しましたところ、「県道大島橋線の拡幅等については、以前からご要望があることを認識しているので、今後とも、地元や町の要望を踏まえ事業化の検討を行ってまいります。」とのことです。 町としては、地元や関係者の意向を踏まえて、事業化の検討や国・県の動向を注視しながら、県道拡幅等の事業化の要望等を行って参りたいと考えています。 (回答:建設課)</p>
提言者からの返信	<p>返答有難うございます。 一番見通しの悪い郷ノ坪から神領までのバイパス的な道路の設置の提案です。 「県道大島橋線」を管理する山口県柳井土木建築事務所によれば、「県道大島橋線の拡幅等については、以前からご要望があることを認識しているので、今後とも、屋代地区や町の要望を踏まえ事業化の検討を行ってまいります。」とのことですが、認識はしているが、その具体的な検討は半世紀以上たってもされていないとの印象です。 毎年屋代ダム公園近郊で町主催のマラソン大会、歩け歩け大会があります。町が開催する以上は道路事情を考慮すべきで、大きな交通事故を防止する意味でも早急に検討すべきです。 非難されている県庁の2,090万円の高級車を売却し、調査費にあてる手もあります。 以上</p>

13. 町立病院、医院のHPについて

提言の内容	<p>町のHPをPCや携帯で検索しやすくしてほしい。 時間をかけてどうにか見つけた診察曜日・時間に行ったが、「その曜日は半年前に中止になりました」と言われた。更新する、簡単に検索できるようにしてほしい。 今まで橋医院の眼科に行っていたが、廃止になったので東和病院に行ったが、2度受診できなかった！病院内に掲示してある言われても、普段行かないので知りようがない。初診者を大切にほしい。</p>
回答	<p>この度は、町立病院へのご提言ありがとうございます。 診療日等のご案内が不十分で、誠に申し訳ありませんでした。ご指摘の通り、病院内での掲示に併せて、HPでの更新も徹底してまいります。 また、HP内の表示等につきましても、住民の方に見やすくなるよう改修を検討させていただきますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。 何卒宜しく願いいたします。 (回答:病院事業局)</p>

14. 消防団関連条例について

提言の内容	<p>○周防大島町消防団の設置等に関する条例の改正 第1条の根拠 消防組織法第18条第1項に改正されたい。</p> <p>○消防団規則の改正 第1条の根拠 消防組織法第15条第2項を同法第18条第2項および同法第23条第2項に改正されたい。第3条 消防庁告示「消防団員の階級の基準」にしたがって、階級を規定されたい。第8条 宣誓書 捺印が必要か検討されたい。第9条中の赴くを出動するに改正。第11条中の町長の許可を消防長又は消防署長命令に改正。貴町は、消防組織法第18条第3項が適用されているためです。第16条(1)中および第17条中および第18条(1)中町長にを消防長又は消防署長に改正。第19条中の町長にを消防団本部へ改正。消防組織法第23条第2項により、礼式を規則化されたい。第29条により、服制規則を制定されたい。</p>
回答	<p>このたびは消防団関連条例に関するご提言いただきありがとうございます。</p> <p>消防団に関する条例や規則は、上位法である法律や規則(消防法、消防組織法や消防庁の告示等)に基づき制定・運用しているところです。</p> <p>ご指摘いただいた条文の矛盾点や過不足などよく精査し、必要な改正を行ってまいります。</p> <p>(回答:総務課)</p>

15. 桜の管理について

提言の内容	<p>3月1日に、吉浦の所の桜を切りました！影になったり落ち葉が危険だから？理由はいろいろあると思います！が、何故このタイミングで切る？と思います。何年か前にも同じ事がありました！桜が枯れるから切り口に腐り止めを塗ってやっとなら、ここまで復活してきたのに！とても残念です。</p> <p>コロナ禍の中で桜の花ぐらい見させてくれてもいいのでは？</p> <p>五条の桜も同じ用にじゃまになって危ないと思うけど何故、枝をきらないの？</p>
回答	<p>ご提言ありがとうございます。</p> <p>「吉浦の所の桜」について、県道の維持管理業務の中で実施されたものと思われましたので、県の担当課へ確認しました。確認した内容要旨は、次のとおり「予算等の関係によりこの時期となりましたが、車道に張り出した枝が通行の支障になると認められたため、せん定を行いました。せん定箇所については、路線の重要度・交通量等を考慮し、決めております。」</p> <p>以上のように県から伺いました。</p> <p>つきましては、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>(回答:建設課)</p> <p>〈五条の桜の管理について〉</p> <p>周防大島観光協会が、年に2回、定期的に桜の剪定・草刈り等の管理を行っております。また、交通に支障が出た場合は枝を切って整備をしております。</p> <p>ご理解のほどよろしく願いいたします。</p> <p>(回答:商工観光課)</p>

16. 資源回収ごみの取扱いについて

提 言 の 内 容	周防大島町の「ゴミ収集カレンダー」には、「古紙・古着」の回収日が記載されていない。最近は通販増加により不要段ボールなどが増えている。空き缶やペットボトルと同じ扱いにすべき。現在の年2回程度の遠くの指定場所への持ち込みでは高齢者にとって大きな負荷であり自宅での保管場所の確保も必要。参考に他の市町村では月2回程度の回収日があるところも数多く存在。見直しを希望します。
回 答	周防大島町においては、旧町単位(大島、久賀、橘、東和)で社会福祉協議会、婦人会等が主体となって古紙回収を行っているため、町では実施しておりません。大島地区において、ごみカレンダーに古紙回収の日程を記載する方法も検討しましたが、実施日が不確定ということで、見送らせていただいております。(ただし、実施前には、自治会回覧でお知らせするという事です。)貴重なご意見、ありがとうございます。 (回答:生活衛生課)

17. 奥畑線乗合タクシーの運用について

提 言 の 内 容	奥畑線乗合タクシーの大島庁舎⇄大島駅前間を廃止し、棟畑⇄屋代口間の循環バスにすべきである。大島方面には大島庁舎で防長バスに乗り換える仕組みにすればよいと思う。大島駅前～大島庁舎間を防長バスの後ろを乗合タクシーがくっついて走っていることは無駄と思われる。その間を走行しなければ時間的余裕ができて棟畑⇄屋代口間の便数を約2倍に増便が可能になるはず。ついでに農協・丸久前に停留所を新設すれば利用者にとって利便性が高まり日常生活に必要な買い物・銀行・農協・役所が手軽に利用しやすくなる。図書館の利用や一時避難所等が利用しやすくなり安全で健康生活を取り戻せる。
回 答	ご意見ありがとうございます。 奥畑線乗合タクシーは、JR・防長両バス会社の屋代奥畑バス路線からの撤退により、同路線の代替運行をしております。 町民が自立した生活を営む上で、「移動」は欠かせないものです。 奥畑線乗合タクシー路線につきまして、同路線は屋代から乗車した方が大島庁舎前から大島間で下車することができます。例えば奥畑から乗車した方が小松港で下車し大島病院へいくことができます。 今後、自治会等からの要望が増えて参りましたら、防長バスやJRとも連携しながら奥畑線乗合タクシーの路線の有り方についても検討していきたいと思っております。 また、農協・丸久前のバス停新設の件ですが、バス停の新設には自治会からの要望書が必要となります。自治会からの要望書をご提出いただければ、柳井警察署、柳井土木事務所等と現場の確認を行い、議論した上で回答させていただきます。 (回答:商工観光課)

18. 道路の管理等について

<p>提 言 の 内 容</p>	<p>県道・町道・生活道路に面した法面を含めた道路は町民全体の財産です。美しく健康的な町づくりのために最近の防災無線でペットの糞をポリ袋に入れて持ち帰るように指導しています。最近これ以上に住民にとって迷惑なのが農業従事者の公共道路管理意識の不足である。慣習的な優先受益から公平な受益者負担へ。</p> <p>①いのししフェンスの管理・指導をしっかりと欲しい。農地をイノシシ被害から守るため農業者個人が道路を不法使用している場合が見受けられる。フェンスのために道路沿いの草刈りが十分に出来ていない、フェンスがあるために狭い道路では宅配便の車が方向転換しにくい等、農地を守るのであれば個人の農地内に杭及びフェンスを設置し、道路側にはみ出さないように指導して欲しい。</p> <p>②道路に放置したままの土や泥のかたづけや清掃の管理・指導して欲しい。一般河川の土や泥は県管理のももしっかりされていると思われるが、農業用水路から出た土や泥は明らかに産業廃棄物である。刈り取った草も産業廃棄物である。この産業廃棄物を公共道路に放置したまま、またトラクターが泥をつけたまま道路を走行し泥をばらまいても清掃しないままの状態が見受けられる。</p>
<p>回 答</p>	<p>①いのししフェンスの管理・指導につきまして、ご提言ありがとうございます。 耕作地への防護柵設置に補助金を使って設置している場合は、道路にかからないよう指導・確認をしておりますが、個人で設置される方や設置後に移設されている方も見受けられます。 今後も周知につとめると共に、発見した場合に指導してまいります。 (回答：農林課)</p> <p>②ご提言ありがとうございます。 ご提言いただいた「道路に放置したままの土や泥のかたづけや清掃の管理・指導」について、お答えいたします。 ご提言いただいた中にもございますが、「道路は町民全体の財産」との考えや、道路を常に広く、美しく、安全に利用していただくことは重要なことと考えております。 今後とも道路の安全と環境改善及び住民が主体となった道路愛護を推進するため、「道路ふれあい月間(8/1～8/31)」等のPRを通じて道路環境の向上及び道路利用者に対する道路愛護精神の普及啓発を図ってまいります。 (回答：建設課・農林課)</p>

19. 浄化槽法定点検の費用について

提 言 の 内 容	浄化槽法定点検の人槽算定を実在人数の積分值で実施するように実情に合わせるべき。広い家に一人暮らしの点検費用はまるで保健所のぼったくり利権である。
回 答	<p>浄化槽の維持管理には、専門業者(大島興業・田中産業)が行う日常の保守点検と清掃、指定検査機関(山口県浄化槽協会)が行う法定検査(水質検査)があります。</p> <p>法定検査は、浄化槽法で定められた年1回の水質検査で、保守点検業者が行うものではありませんし、20人以下の浄化槽であれば単独浄化槽で4,200円、合併浄化槽で5,500円で、実居住人数によって金額が変わることはありません。</p> <p>ご提言内容の意図するところは、日常の保守点検にかかる費用だと思われます。これは5人槽と7人槽で金額が変わりますが、浄化槽を設置する際に住宅の延床面積で原則として130㎡以下なら5人槽、130㎡を超えれば7人槽を設置することになっています。</p> <p>また、この費用は保健所の収入ではなく、実際に保守点検を行う専門業者の収入になりますので、保健所や町が金額を決定するものではありません。業者によって多少金額が違いますが、年2～4回の浄化槽法による点検と年1～2回の汚泥の引き抜き(清掃)が必要とされています。5人槽の浄化槽であれば、実居住人数が1人でも5人でも点検内容に変わりはないので金額は同じということになります。</p> <p>なお、周防大島町内において保守点検や清掃を行う2事業者へは、町民の方からそのようなご意見があることをふまえ、適正な価格設定に努められるようお伝えいたします。</p> <p>浄化槽の適切な維持管理による清らかな水環境の保全と快適な生活環境の確保のためには、維持管理は不可欠なものと考えておりますので、今後とも御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。(回答:生活衛生課)</p>

20. 消防団協力費について

<p>提 言 の 内 容</p>	<p>あと1月足らずで新年度が始まります。毎年地域住民に消防団後援会費のお願いがあります。自治会費から一括(所帯数×¥1,000)にて渡しています。この後援会費は、消防団に対する地域の期待とねぎらいをあらわしたものであり、あくまでも自治会、地域住民の意思であると考えられ、その行為が慣習、慣例の結果だと思っております。非常勤の消防団員は特別職の地方公務員とされています。しかし現在消防団は階級の区分に応じ報酬が支払われるようになり消防団は名実ともに行政組織の一部であるといえます。また、消防団に要する費用は、当該市町村が負担しなければならないとされています。拘束される時間からすると少額ではありますが、周防大島町から報酬を受けている消防団員は準公務員の立場です。公務員の立場でありながら寄付(消防団後援会費)を募ることは法律的に問題があるのではないのでしょうか？その後援会費は地域住民からの善意のお金であります。その善意のお金がいくらになったのか、きちんと町の歳入として計上し地域住民の方々に対して報告すべきではないのでしょうか。そして、消防団は町の一機関といえる立場であります。そのような立場なら、消防団が受け取った消防後援会費(寄付金)は、周防大島町が受けた寄附金としての歳入金収納が行われなければ違法とはならないのでしょうか？周防大島町の見解と回答をお願いします。⇒これは慣習に囚われたムラ社会意識の一つと考えられます。</p>
<p>回 答</p>	<p>ご提言ありがとうございます。 消防団に関するお問い合わせについてお答えします。 消防団は法律や条令に基づいて組織され、消防団員の身分は非常勤特別職の地方公務員となります。(地方公務員法第3条第3項第5号に該当) 消防団員の報酬や手当、装備品、消防ポンプや消防車の整備など、消防団の活動や組織の運営に関わる経費は町の予算に組み込み、消防団の活動が円滑適切に行えるよう努めているところです。 一方で、地区によっては「消防後援会」が地区の分団を支援しているとも聞き及んでおり、ご支援は、地区や自治会からの分団への厚意であり、任意的なものとして認識しております。 また、「消防後援会」のご支援は、分団と地域との良好な関係に資するもので、町の意向が及ぶものではないと考えています。 消防団は、地域防災の中核的存在として地域の期待が高まっていることから、消防団への信頼がこれまで以上に得られるよう、消防団の組織や体制の強化に努めてまいります。 (回答:総務課)</p>

21. 神社とのしがらみの分離について

<p>提 言 の 内 容</p>	<p>現在の自治会制度では自治会は半公的存在です。しかし今でも過去の部落ムラ社会意識が存在しています。神社神道は単なる一宗教団体であるにもかかわらず毎年自治会長宛に寄付金の要求をしています。本来は信者一人一人に寄付を求めるべきものであり特定寄付金であるならば個人個人に領収証を発行すべきです。町として不適切な行為であることを指導すべきである。基本的に確定申告で控除対象と認められる寄付金以外は容認することはしない方がよい。⇒これも慣習に囚われたムラ社会意識の一つです。</p>
<p>回 答</p>	<p>ご提言いただきありがとうございます。 さて、寄附の依頼については、その主体が宗教団体であっても、依頼すること自体が直ちに問題になる、というのは考えにくいと思います。 また、個々の自治会がどのような活動をするのかは、あくまで自治会内で意思決定していただくべき事柄です。まず自治会内で話をいただき、宗教団体への寄附のとりまとめが不適切ということであれば、自治会として依頼をお断りしてください。 (回答:総務課)</p>

22. 通行止めについて

提 言 の 内 容	<p>沖浦回りが通行止めを行っている事に関して、行ってみないと分からないのは不親切ではないでしょうか。 何台もの車がUターンして帰るのを見ました。 工事中 だけではなく、この先通行止めの看板や目印は出せないのですか？</p>
回 答	<p>ご提言ありがとうございます。 「沖浦回りが通行止めを行っている事」について、県道の工事に伴って実施されている通行規制であると思われましたので、県の担当部署へ確認しました。 確認した内容要旨は、次のとおりです。 「町道との交差点に表示を出しておりましたが、わかりづらかったようで大変申し訳ありません。設置看板を追加させていただきます。また、今後、同様の規制を行う際の注意事項として活かしていきたいと考えております。」 以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。 (回答:建設課)</p>